

「ペーパータオル」購入ガイドライン

GPN - GL3C 「ペーパータオル」購入ガイドライン

1. 対象の範囲

このガイドラインは、ペーパータオル¹を購入する際に環境面で考慮すべき重要な観点をリストアップしたものです。

2. ガイドライン

ペーパータオルの購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ小さい製品を購入する。

- 1) 古紙パルプを可能な限り多く配合していること
- 2) 古紙パルプ以外のパルプ（バージンパルプ）を使用する場合は以下のパルプであること
 - ①原料産出地（木材等伐採地）の法律・規則を守って生産されたものであること
 - ②持続可能な管理がされた森林から生産されたものであること
- 3) 白色度が過度に高くないこと
＜パルプを使用している場合＞
- 4) 塩素ガスを使わないで漂白されたパルプ（ECFパルプ）の配合が多いこと

※このガイドラインは、社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改定されます。

2023年6月15日制定
グリーン購入ネットワーク

¹ 本ガイドラインで対象とするペーパータオルは、乾式で、トイレやテーブル等で手を拭いたり、汚れを拭きとったりするために使うものを指し、台所で調理時に使うキッチンペーパー、キッチンタオル、クッキングペーパーは対象外とします。

<ガイドラインの背景説明>

1) 古紙パルプを可能な限り多く配合していること

- ペーパータオルは使用後に二度と再生できないものですから、他の製品以上に古紙利用を優先すべきだと言えます。しかし、日本で生産・消費されるペーパータオルは、木材から直接得られたパルプ（以下、単に「パルプ」という）を100%原料につくられたものが大半です。
- 古紙を再利用することは、ごみを減量化し、焼却や埋立てなどの廃棄物処理による環境負荷を低減することができ、資源の有効利用につながります。ペーパーレス化の伸長や、これまで家庭紙の原料として使われてきた古紙が板紙へ使われるようになってきている等、古紙利用の環境も変わり、トイレットペーパーの原料となる古紙の不足も懸念されますが、国内で発生する古紙を有効利用していくことが大切です。また、パルプの需要は今後世界的に高まることが予想されていますが、植林などを進めてもパルプの供給には限りがあります。森林資源への過度な需要圧力を緩和するためにも、資源としての古紙の役割はますます重要になっています。
- これまで以上に古紙の回収と利用を促進し、用途に応じて古紙を可能な限り多く配合しているペーパータオルの需要を拡大していくことが望ましいと考えられます。

(基本原則 2-2、2-7 に対応)

<参考>

古紙は、紙の加工工場や印刷工場から出る古紙（産業古紙）と、家庭やオフィスで消費財として最終用途を果たした後に発生する古紙（市中回収古紙）に分けられます。産業古紙は品質が安定しているため従来から利用が進んでいますが、市中回収古紙は一般的に様々な種類の紙が混ざって質が低いために利用が滞ることがあります。よってオフィスや家庭など古紙の発生源での適切な分別と回収を更に進めるとともに、市中回収古紙を使った紙の利用を進めることも有効と考えられます。

2) 古紙パルプ以外のパルプ（バージンパルプ）を使用する場合は以下のパルプであること

①原料産出地（木材等伐採地）の法律・規則を守って生産されたものであること

- 違法伐採は、世界の様々な地域において、環境劣化や生物多様性の損失、森林減少・劣化、持続可能な発展に対して影響を与えており、国際的に批判が高まっています。
- 製紙業界では木材の調達経路を確認し、木材調達の際に原産地等を明記して違法伐採材ではないことを証明する履歴管理報告書の提出を取引事業者が義務づける取り組み等が行われています。合法性を証明する方法の一つとして第三者認証制度があります。
- 紙製品の購入者は、バージンパルプの原料産出地について、製紙事業者、紙製品の製造者・販売者、マスコミ、NGO 等からの情報を参考にして判断することが望まれます。

(基本原則 2-3 に対応)

②持続可能な管理がされた森林から生産されたものであること

- 持続可能性を目指した取り組みがなされている森林等から採取された原料の定義は、発展段階にあります。これらの確認方法には、独立した森林認証機関が定めた基準に基づいて第三者機関が森林経営者の森林管理水準を評価・認証する仕組みである「森林認証制度」、森林認証制度以外の「第三者監査」、伐採許可証や合法性証明書、現地確認報告書等による「文書や現地確認」等があります。
- 運用実績がある規定等（モントリオール・プロセス、森林認証制度）と国内関連法（グリーン購入法、林野庁「合法性・持続可能性証明ガイドライン」）の共通事項になっている以下の観点を主として評

価・確認していくのが有効です。確認方法としては上記に示した「第三者認証制度」など、いくつかの方法があります。

◆環境面の持続性

- ・保護されるべき森林の保存
- ・安全性未確認の遺伝子組み換え樹木の調達禁止

◆社会面の持続性

- ・労働者の健康や安全への配慮
- ・重大な社会的な紛争がある地域からの調達禁止

(基本原則 2-3 に対応)

3) 白色度が過度に高くないこと

- 古紙製品の白色度は、原料古紙の質によって 60~80%程度までばらつきがあります。(一般的な古紙 100%製品の白色度は 70~80%、パルプ製品の白色度は 80~86%程度とされています。)白色度の低い中低級古紙を多く配合した場合、出来上がる製品の白色度も当然低くなります。古紙の利用を拡大していくためには白色度の低い中低級古紙なども利用していく必要があります。
- わが国ではパルプ製品の白色度は 80%をかなり上回っているのが現状です。製品に過度な白色度を求めると、牛乳パックなどの白色度が高く印刷が少ない古紙に原料が限られてしまいます。また、より多くの漂白剤を使用しなければなりません。
- 本来、用途の性格上ペーパータオルには、過度な白色度は不必要であり、消費者が過度な白色度を求めなくなれば、脱墨剤や漂白剤の使用削減、中低級古紙の利用促進、エネルギーの削減、歩留まりの向上などに貢献し、ひいては生産コストの削減にもつながります。

(基本原則 2-1、2-2 に対応)

4) 塩素ガスを使わないで漂白されたパルプ (ECF パルプ) の配合が多いこと

- 木材等からパルプを製造するとき、従来は塩素ガス(Cl_2)を主体に漂白していましたが、有機塩素系化合物が発生し、水質や大気汚染につながる可能性があるため、塩素ガスを他の物質で代替して使用量を削減する取り組みが重ねられてきました。
- この取り組みを進めて、塩素ガス (Cl_2)を全く使用せず二酸化塩素 (ClO_2)を主体として酸素やオゾンなどを組み合わせて漂白する方法が『ECF (Elementally Chlorine Free)』と呼ばれる漂白方法です。ECF では有機塩素系化合物がほとんど発生しません。日本を含め世界的に従来方法から ECF に転換する動きが進んでいます。
- 塩素系物質を全く使わずに漂白する『TCF (Totally Chlorine Free)』という方法もあり、ECF よりさらに有機塩素系化合物の発生が少なくなりますが、紙の繊維が弱くなるなどの問題も指摘されており、TCF は北欧など一部地域の生産に留まっています。
- 有機塩素系化合物による環境汚染の可能性を少しでも減らすため、ECF や TCF など塩素ガスを使わないで漂白されたパルプを使用することが望まれます。

(基本原則 2-1 に対応)

エコ商品ねっと登録フォーマット

ペーパータオル

★ 分類の中では、①古紙パルプ配合率の高い、②事業者の 50 音順に掲載されています。

1. 掲載条件

以下のいずれかを、満たしていること

- ・古紙パルプを配合していること。
- ・バージンパルプを使用している場合は、原料産出地（木材等伐採地）の法律・規則を守って生産されたパルプが使われていること。

2. 登録フォーマット

(1)基礎情報

銘柄名	商品の名称 ※掲載している全ての情報が同じであれば、複数銘柄が記載されています。
事業者名	商品を製造・販売している（ブランド名を持つ）企業の名称 ※他社が製造した商品を自社ブランドで販売する場合、自社名が記載されます。

(2)環境情報

グリーン購入法の判断基準適合	グリーン購入法の特定調達物品等の判断基準への適合状況 [○]：グリーン購入法の判断基準に適合している []：適合していない（空欄） [-]：対象外
古紙パルプ配合率（%）	製造にあたっての古紙パルプの配合率
バージンパルプの使用状況	古紙パルプ配合率が 100%ではない場合、バージンパルプは原料の合法性・持続可能性を目指した取り組みが森林認証制度により確認されていること（森林認証制度名を記載する。FSC の場合は森林認証ラベルがある商品のみ対象）
白色度（%）	白さの度合い（数値が大きいほど白い） ※色紙の場合は[-]が記載されています。 ※白色度にばらつきがある場合は、その平均値が記載されています。
枚数（枚）	1箱あたりの枚数
箱の高さ（mm）	ボックスタイプ・詰め替え（ピロー）タイプの場合、1箱分の高さ
ECF パルプ配合割合（TCF含む）	○○%、○○～○○%、○割などと記載（「約」でも可、10字以内） ※重量比：割合の分母は全てのパルプ重量（古紙パルプを含む） ※具体的に記載不可能な場合「/」と記載されています。 ※古紙配合率 100%の場合「-」と記載されています。

(3)その他の情報

包装	[紙]：紙箱包装 [プ]：プラスチックフィルム包装
他の環境配慮特記事項 (環境ラベルの取得状況等)	情報提供者から上記以外の環境情報で、特にアピールしたいことがある場合に記載されています。
環境ラベル (エコマーク、CFP、エコリーフ、カーボン・オフセット)	エコマーク認証を取得している場合はエコマーク認定番号を記載する。 CFP、エコリーフの算定を行っている場合は、算定結果を開示している URL を記載する。 カーボン・オフセット認証を受けている場合は、カーボン・オフセット認証取得取組一覧の URL を記載する。

(4)情報提供者問い合わせ先

環境面問合せ先	部署名、TEL、FAX、E-MAIL ※最大3箇所まで
購入時間問合せ先	部署名、TEL ※最大5箇所まで
環境報告書	環境報告書の有無等
ホームページアドレス	製品情報を掲載しているホームページアドレスを記載 (30字)
他の環境情報源	一般に入手できる環境関連冊子やパンフレット類などの情報源について、タイトル等を「」で記載 (80字)

3. 分類

No	分類
1	ペーパータオル